

## 福島大学教職大学院における他機関との連携について

本学教職実践研究科教職高度化専攻（教職大学院）においては、学校教育法施行規則第172条の2第2項に基づき、福島大学と福島県教育委員会による連携協議会を設置している。同協議会は「福島大学と福島県教育委員会による連携協議会設置要綱」を整備したうえで、学外委員7名（福島県教育委員会）を含む15名の委員により構成され、教員養成、教職大学院の各ワーキンググループと連携し、教員の養成・採用・研修の一体化や、教職大学院の運営に係る研究及び協議を行い、その成果の具現化を図り、福島県の教育の充実及び発展に寄与することを目的としている。